小国町告示第９４号

令和８年度小国町農地集約化促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月２７日

小国町長　　仁　科　洋　一



令和８年度小国町農地集約化促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、農地の中間的な受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援するため、予算の範囲内において農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記２に基づく農地集約化促進事業を交付するものとし、その交付に関しては、国実施要綱、農地集積・集約化等対策事業補助金交付要綱（平成26年２月６日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、令和８年度山形県農地集積・集約化対策事業（農地集約化促進事業）費補助金交付要綱（令和８年９月17日付け８農整第56号山形県知事通知。以下「県交付要綱」という。）及び小国町補助金等の適正化に関する規則（平成２年小国町規則第10号。以下「規則」という。）並びにこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は、国実施要綱別表１において使用する用語の例による。

（交付対象事業）

第３条　交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国実施要綱第３の２の農地集約化促進事業とする。

（交付対象）

第４条　農地集約化促進事業（以下「支援金」という。）の交付を受けることができる地域(以下「交付対象地域」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）：国実施要綱別記２の第５の１の（１）に定める交付対象地域

（２）集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）：国実施要綱別記２の第５の２の（１）に定める交付対象地域

（３）地域集約化実現タイプ：国実施要綱別記２の第５の３の（１）に定める交付対象地域

（暴力団の排除）

第５条　交付対象地域における支援金の受益者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　交付対象地域における支援金の受益者は、前項第２号から第７号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人であってはならない。

（支援金の交付要件）

第６条　支援金の交付要件は、次に掲げるとおりとする。

（１）集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）：国実施要綱別記２の第５の１の（３）に定める交付対象地域

（２）集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）：国実施要綱別記２の第５の２の（２）に定める交付対象地域

（３）地域集約化実現タイプ：国実施要綱別記２の５の３の（２）に定める交付対象地域

（支援金の交付額）

第７条　支援金の交付単価は、次に掲げるとおりとする。

（１）集約化加速タイプ（基本タイプ）の交付額は、国実施要綱別記２の第５の１の（３）イの(ｱ)に規定する交付要件の区分に応じた交付単価に国実施要綱別記２の第５の１の（４）の交付対象面積を乗じた額とする。また、国実施要綱別記２の第５の１の（３）の(ｳ)に取り組む地域、または機構を通じた農作業受託の農地面積については、次の交付単価に0.5を乗じた交付単価とする。

（２）集約化加速タイプ（大規模集約化タイプ）の交付額は、国実施要綱別記２の第５の１の（３）のイの(ｴ)に規定する交付単価に同条の交付対象面積を乗じた額とする。

（３）集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）の交付額は、国実施要綱別記２の第５の２の（２）のイの交付単価に国要綱別記２の第５の２の（３）のイに規定する交付対象面積を乗じた額とする。

（４）地域集約化実現タイプの交付額は、国実施要綱別記２の第５の３の（２）のイに規定する交付単価に国実施要綱別記２の第５の３の（３）のイの交付対象面積を乗じた額とする。

（交付の申請）

第８条　集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約化タイプ）の交付を受けようとする交付対象地域は、次の各号に掲げる書類に必要事項を記載の上、町長に申請しなければならない。

（１）集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約化タイプ）申請書（様式第１号）

（２）地域のエリアを指定する図等（任意様式）

（３）申請時期から遡って最新の地域の話合いの議事録（任意様式）

２　集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）の交付を受けようとする交付対象地域は、次の各号に掲げる書類に必要事項を記載の上、町長に申請しなければならない。

（１）集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）申請書（様式第２号）

（２）地域のエリアを指定する図等（任意様式）

（３）申請時期から遡って最新の地域の話合いの議事録（任意様式）

３　地域集約化実現タイプの交付を受けようとする交付対象地域は、次の各号に掲げる書類に必要事項を記載の上、町長に申請しなければならない。

（１）地域集約化実現タイプ申請書（様式第３号）

（２）地域のエリアを指定する図等（任意様式）

（３）申請時期から遡って最新の地域の話合いの議事録（任意様式）

４　第１項から第３項の規定により申請する地域は、原則として当該支援金を受領する組織を定めるものとする。この場合において、当該組織はその運営に係る指針等について規約を定め、当該規約の写しを添付しなければならない。

（交付決定の通知）

第９条　町長は、前条の規定による申請があった場合において、審査のうえ適当と認めたときは、農地集約化促進事業交付決定通知書（様式第４号－１）により当該申請を行った交付対象地域に通知するものとする。

（交付決定の変更）

第10条　町長は、前条の規定により交付決定を受けた地域につき、支援金の額を変更するときは、農地集約化促進事業交付決定変更通知書（様式第４号－２）により当該申請を行った交付対象地域に通知するものとする。

（交付請求）

第11条　交付対象地域は、第９条の規定による支援金の交付決定があったとき又は前条の規定による支援金の交付決定変更通知があったときは、農地集約化促進事業補助金請求書（様式第５号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金受領後の報告等）

第12条　交付決定を受けた地域は、支援金を受領したときは、農地集約化促進事業受領報告書（様式第６号）を事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和９年３月31日のいずれか早い日まで

に町長に提出しなければならない。

2　支援金を受領した地域は、受領後に当該支援金の使途の変更について話合いを実施した場合は、その都度話合いの議事録を添えて町長に協議しなければならない。

（額の確定）

第13条　町長は、前条の規定による報告を受けたときは、受領報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、その額を確定し、交付決定を受けた者に対して通知しなければならない。

（額の再確定）

第14条　町長は、前項の額の確定を行った後、農地集約化促進事業に関し、国実施要綱に定める返還等の理由により一部返還が必要と判断した場合は、額を再確定し、交付決定を受けた者に対して通知しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条　町長は、交付決定を受けた地域が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しの部分について、既に支援金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（１）支援金の交付申請に際して、虚偽や違反があったとき。

（２）集約化加速タイプに取り組む地域において、国実施要綱別記２の第５の１の（３）の（ア）における集約化目標年度（以下、集約化目標年度）の２月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たないとき。ただし、返還額は交付額算定時における交付対象面積から集約化目標年度の２月末時点における交付対象面積との差額とする。

（３）集約化加速タイプの交付決定を受けた地域について、集約化目標年度において交付要件を満たしていない地域が、集約化目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかったとき。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年１０月２７日から施行する。

様式第１号

年　　月　　日

小国町長　殿

地域名
代表者住所
代表者氏名

○○地区集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）の申請について

○○地区では、下記のとおり地域の話合いに基づき、農地中間管理事業の活用、農作業受託等を通じ、農地の集約化に係る取組み及び地域の合意に基づく農地利用を行ってきました。

つきましては、下記のとおり地域農業の発展に資するため農地集約化促進事業のうち基本タイプ（及び大規模集約タイプ）を活用したく、当該支援金を申請します。

記

【１】農地集約化の取組の概要　　（単位：a）

項目		内容
1　これまでの取組内容		
2　これまでの話合い等の集約化に係る合意形成に関する取組み		
3　地域設定		
	地域名、地域計画の対象地区名	
	地域の農地面積	a
4　農地中間管理事業の活用及び機構を通じた農作業受託による集約化の計画		
	対象期間内の転貸面積 のうち新たに団地化した面積 (a)	a
	対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積 (b)	a
	目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積のうち新たに団地化した面積 (c)	a
	(a)のうち15ha以上（中山間地については7.5ha以上、樹園地については2ha以上）を耕作する者が耕作する5ha以上	a

	（中山間地については2.5ha、樹園地については1ha以上）の団地面積(d)	
	交付対象面積　（転貸） A（＝a）	a
	交付対象面積　（受託） B（＝b）	a
	(c)に取り組んだ場合の交付対象面積 C(=c)	a
	(d)に取り組んだ場合の交付対象面積 D(=d)	a
5　今後の集約化の計画		

【２】交付要件の確認

項目		内容
交付要件※【１】の４における(c)に取り組む場合は、その対象面積についても記載すること		
	現在の団地面積の割合 （現在の目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積の割合）	% %
	目標年度（事業実施年度の翌々年度）における団地面積の割合の見込み ※要件は10ポイント以上増加又は20ポイント増加 （現在の目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積の目標年度における団地面積の割合の見込み）	% %
	現在の耕作者が耕作する団地又は独立する１筆のほ場の一箇所当たりの平均面積	a
	目標年度（事業実施年度の翌々年度）における耕作者が耕作する団地又は独立する１筆のほ場の一箇所当たりの平均面積の見込み ※要件は1.5倍以上	a
	設定した成果目標（以下のいずれかから設定した目標を記入） ・販売額又は所得額の10%以上の増加 ・生産コストの10%以上の削減 ・ほ場作業時間の10%以上の削減 ・上記に準ずる目標（上記以外の目標を設定した場合は、東北農政局に協議したものであ	（設定した目標を記入）

	ること）	
	【１】の４における(d)に取り組む場合	
	地域内で15ha以上（中山間地については7.5ha以上、樹園地については2ha以上）を耕作する者の名前（複数記入可）	
	上記の者が耕作する面積（複数記入可）	a
	上記面積のうち、5ha以上（中山間地については2.5ha、樹園地については1ha以上）の団地面積（複数記入可）	a

【３】支援金の活用方法

（１）支援金の受取人について

[受取人の区分]

□　地区の任意組織（組織の名称：　　）

※任意組織の場合、その活動目的等を定めた規約があることが必要です。

□　地区の集落営農組織または集落営農法人（組織又は法人の名称：　　）

□　その他（　　）

（２）支援金の使途について

【使途】	【添付書類・必要条件等の例】
□　○○区域における基盤整備事業の地元負担への充当	基盤整備事業の実施計画
□　○○区域における農地管理	農地管理の実施計画
□　○○区域における水利施設の管理	水利施設管理の実施計画
□　○○区域における土地改良事業の付加金への充当	支払い実績を記録する
□　○○区域における共同利用設備の整備	整備計画及び理由書（現状と整備の必要性について）
□　○○区域△△協議会の運営費	実施計画等
□　その他 （　　）	町と協議のうえ決定

【特記事項】

【４】支援金の申請額

交付対象面積（【１】の４のＡ）：　　(a)×単価　　（万円/10a）＝　　（円）

交付対象面積（【１】の４のＢ）：　　(a)×単価　　（万円/10a）＝　　（円）

交付対象面積（【１】の４のＣ）：　　(a)×単価　　（万円/10a）＝　　（円）

交付対象面積（【１】の４のＤ）：　　(a)×単価　　（万円/10a）＝　　（円）

計：　　（円）

【５】添付書類の確認

No.	添付書類	確認欄
（１）	申請地域の外縁を示す書類	
（２）	申請地域における話し合いの議事録（写し）	
（３）	支援金の交付方法及び使途に係る合意形成の記録（写し） ※（２）の議事録内に記載があれば、別途提出する必要はありません。	

様式第２号

年　　月　　日

小国町長　殿

地域名
代表者住所
代表者氏名

○○地区集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）の申請について

○○地区では、下記のとおり地域の話合いに基づき、地域内で受け手が位置付けられていない農地の集約化に係る取組み及び地域の合意に基づく農地利用を行ってきました。

つきましては、下記のとおり地域農業の発展に資するため農地集約化促進事業のうち誘致団地創出タイプを活用したく、当該支援金を申請します。

記

【１】農地集約化の取組の概要　　（単位：a）

項目		内容
１　これまでの取組内容		
２　これまでの話合い等の集約化に係る合意形成に関する取組み		
３　地域設定		
	地域名、地域計画の対象地区名	
	地域の農地面積	a
４　地域での誘致団地創出に向けた受け手が位置付けられていない農地集約化の計画		
	受け手不在の農地のうち新たに団地化した面積（A）	a
５　今後の集約化の計画（新たな経営体の誘致方法など）		

【２】交付要件の確認

項目		内容
交付要件		
	（A）≧400aであること	□
	（A）の農地を集約化目標年度まで新たな受け手に転貸すること	□

	現在計画している新たな受け手の概要（又は新たな受け手を位置付けるための計画）	

【３】支援金の活用方法

（１）支援金の受取人について

[受取人の区分]

□　地区の任意組織（組織の名称：　　）

※任意組織の場合、その活動目的等を定めた規約があることが必要です。

□　地区の集落営農組織または集落営農法人（組織又は法人の名称：　　）

□　その他（　　）

（２）支援金の使途について

【使途】	【添付書類・必要条件等の例】
□　○○区域における基盤整備事業の地元負担への充当	基盤整備事業の実施計画
□　○○区域における農地管理	農地管理の実施計画
□　○○区域における水利施設の管理	水利施設管理の実施計画
□　○○区域における土地改良事業の付加金への充当	支払い実績を記録する
□　○○区域における共同利用設備の整備	整備計画及び理由書（現状と整備の必要性について）
□　○○区域△△協議会の運営費	実施計画等
□　その他 （　　）	町と協議のうえ決定

【特記事項】

【４】支援金の申請額

交付対象面積（【１】の４のＡ）：　　(a)×単価　　(万円/10a)＝　　(円)

計：　　(円)

【５】添付書類の確認

No.	添付書類	確認欄
（１）	申請地域の外縁を示す書類	
（２）	申請地域における話し合いの議事録（写し）	
（３）	支援金の交付方法及び使途に係る合意形成の記録（写し） ※（２）の議事録内に記載があれば、別途提出する必要はありません。	

様式第３号

年　　月　　日

小国町長　殿

地域名
代表者住所
代表者氏名

○○地区地域集約化実現タイプの申請について

○○地区では、下記のとおり地域の話合いに基づき農地集積に係る取組を行い、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積及び地域の合意に基づく農地利用を実施してきました。

つきましては、下記の通り地域農業の発展に資するため農地集約化促進事業のうち地域集約化実現タイプを活用したく、当該支援金を申請します。

記

【１】農地集積・集約化の取組の概要　　（単位：a）

<table>
<tr><td colspan="2">項目</td><td colspan="2">内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">1　これまでの取組内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">2　これまでの話合い等の農地集積に係る合意形成に関する取組み</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">3　地域設定</td></tr>
<tr><td></td><td>地域名、地域計画の対象地区名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>地域の農地面積　(A)</td><td>［一般］　a</td><td>［中山間］　a</td></tr>
<tr><td colspan="4">4　農地中間管理事業の活用及び機構を通じた農作業委託による農地集積の計画</td></tr>
<tr><td></td><td>対象期間内の貸付面積
(a)</td><td>［一般］　a
［直払］　a</td><td>［中山間］　a</td></tr>
<tr><td></td><td>再貸付等面積
(b)</td><td>［一般］　a
［直払］　a</td><td>［中山間］　a</td></tr>
<tr><td></td><td>貸付期間10年未満の農地面積
(c)</td><td>［一般］　a
［直払］　a</td><td>［中山間］　a</td></tr>
<tr><td></td><td>対象期間内の農作業委託面積
(d)</td><td>［一般］　a
［直払］　a</td><td>［中山間］　a</td></tr>
<tr><td></td><td>機構への貸付総面積
(e)</td><td>［一般］　a</td><td>［中山間］　a</td></tr>
<tr><td></td><td>機構の農作業委託総面積
(f)</td><td>［一般］　a</td><td>［中山間］　a</td></tr>
</table>

	機構の活用率（累積） （（e ＋ f）／（A）×100）	［一般］　％	［中山間］　％
	交付対象面積（貸付） （B＝a-b-c）	［一般］　a ［直払］　a	［中山間］　a
	交付対象面積（委託） （C＝d）	［一般］　a ［直払］　a	［中山間］　a
5　今後の担い手への農地集積・集約化の計画			

【２】交付要件の確認

項目		内容
交付要件		
	地域計画（目標地図）内の農地面積（g）	a
	地域計画（目標地図）内の同一の耕作者が耕作する１ha以上の団地面積（h）	a
	地域計画（目標地図）内の同一の耕作者が耕作する１ha以上の農地面積の割合 ※要件は50％以上	％

【３】農地集約化促進事業の活用方法

（１）支援金の受取人について

［受取人の区分］

□　地区の任意組織（組織の名称：　　）

※任意組織の場合、その活動目的等を定めた規約があることが必要です。

□　地区の集落営農組織または集落営農法人（組織又は法人の名称：　　）

□　その他（　　）

（２）支援金の使途について

【使途】	【添付書類・必要条件等の例】
□　○○区域における基盤整備事業の地元負担への充当	基盤整備事業の実施計画
□　○○区域における農地管理	農地管理の実施計画
□　○○区域における水利施設の管理	水利施設管理の実施計画
□　○○区域における土地改良事業の付加金への充当	支払い実績を記録する
□　○○区域における共同利用設備の整備	整備計画及び理由書（現状と整備の必要性について）
□　○○区域△△協議会の運営費	実施計画等
□　その他 （　　）	町と協議のうえ決定

【特記事項】

【４】農地集約化促進事業の申請額

［一　般］交付対象面積（貸付）：　　(a)×単価　　（万円/10a）　＝　　（円）

交付対象面積（委託）：　　(a)×単価　　（万円/10a）　＝　　（円）

［直　払］交付対象面積（貸付）：　　(a)×単価　　（万円/10a）　＝　　（円）

交付対象面積（委託）：　　(a)×単価　　（万円/10a）　＝　　（円）

［中山間］交付対象面積（貸付）：　　(a)×単価　　（万円/10a）　＝　　（円）

交付対象面積（委託）：　　(a)×単価　　（万円/10a）　＝　　（円）

計：　　（円）

【５】添付書類の確認

No.	添付書類	確認欄
（１）	申請地域の外縁を示す書類	
（２）	申請地域における話し合いの議事録（写し）	
（３）	支援金の交付方法及び使途に係る合意形成の記録（写し） ※（２）の議事録内に記載があれば、別途提出する必要はありません。	

様式第４号－１

農地集約化促進事業補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（○○地域　代表）
様

小国町長　　仁　科　洋　一

年　　月　　日付けで申請のあった農地集約化促進事業については、小国町農地集約化促進事業交付要綱第９条の規定により次のとおり交付を決定したので通知する。

１　事業名及び交付決定額

事業名	交付決定額
集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）	円
集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）	円
地域集約化実現タイプ	円

２　交付の条件

（１）農地集約化促進事業に関する書類は、当該事業終了の年度の翌年度から起算して10年間保管すること。

（２）小国町農地集約化促進事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、国実施要綱の定めに従うこと。

（３）条件に違反した場合は、支援金の交付を取り消し、取消しに係る部分の支援金を返還させることがあること。

（４）農地集約化促進事業から支払いを行ったものについては、領収書を日付順に整理・保存すること。なお、地域から構成員個人へ交付された場合にも、個人が農地集約化促進事業から支払ったと判断するものについて領収書を整理・保存すること。

（５）農地集約化促進事業の使途について、　　年　　月　　日付けで提出のあった申請書に記載された事項から変更しようとする場合は、事前に町長に協議すること。

（６）交付を受けた農地集約化促進事業の課税に係る取扱いは「地域集積協力金の課税上の取扱い等について」（平成26年９月17日付け26経営第1616号農林水産省経営局農地政策課長通知）に従うこと。

様式第４号－２

農地集約化促進事業補助金交付決定変更通知書

第　　号
年　　月　　日

（○○地域　代表）
様

小国町長　　仁　科　洋　一

年　　月　　日付けで交付決定した農地集約化促進事業については、次のとおり交付決定を変更したので通知する。

記

１　変更の理由
２　変更後の交付決定額

注（１）交付決定の変更後、支援金の返還が生じる場合は速やかに町長が定める日付まで所定の方法で速やかに補助金を返還すること。
（２）交付決定の変更後においても、当該支援金について様式第３－１の２における交付の条件を満たしていること。

様式第５号

農地集約化促進事業補助金請求書（概算払請求書）

年　　月　　日

小国町長　　殿

住　所
氏　名

年　　月　　日付け　　第　　号により交付の決定を受けた農地集約化促進事業として、下記のとおり請求します。

１　支援金の種類及び請求額

種類	請求額
□集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）	金　　円
□集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）	金　　円
□地域集約化実現タイプ	金　　円

２　振込先

振　込　先 金融機関名	銀行・信用金庫 ・労働金庫 農協・信用組合	
	支店	
種別・口座番号	１　普通 ２　当座	No.
フリガナ		
口座名義		

様式第６号

農地集約化促進事業受領報告書

年　　月　　日

小国町長　　殿

（地域名）
（代表者）住　所
（代表者）氏　名

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定を受けた農地集約化促進事業を受領したので、関係書類を添えて報告します。

記

1　支援金の種類　　□集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）
□集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）
□地域集約化実現タイプ

2　支援金の交付決定額　　円

3　支援金の受領額　　円

（添付書類）通帳の写し